

木簡類による和名抄地名の考察

—日本語学のたちばから—

工 藤 力 男

はじめに

地名は土地につけられた名、すなわち言葉なのだとすることは言わずもがなのはずだが、それを対象として何かを考えるとき、日本人は往々にしてこの事を忘れてしまう。

地理学者はその地名がどのような地形を指しているかに関心があり、歴史学者はそれがどこにあるかに関心があるのは当然である。

言語の学に携わる者は、まずどう読むのかを考え、さらに書き方や呼び方がどう変わってきたかに注意を向ける。つまり、同じ地名を対象とするにしても、その人の立場や学問によって扱い方が違うのである。しかし、それらの解釈が対立したとき、いずれの解釈が優先すべきなのだろうか。それも事によりけりであるが、言葉である地名を対象とするかぎり、まず、日本語として、その時代、その地方に、ありうる形であるかどうかということを尊重しなければならぬ。つまり、言葉の専門家が加わっていたら決してありえないような、見当はずれの解釈がかなり目につくのである。

例えば、「大系」²⁷は、山城国宇治郡について、宇治は内のことであるらしく、大和政権の領域内部と意識されていたのであろう、とする。これはウヂとウチを同一視する、極めて粗雑な言語感覚に

よる誤りの例である。この類いはたいそう多い。「大系」²³で、参河国渥美郡の名称の起源を安曇連とするのもそれである。この郡名は「渥美」のほかに、「平城宮発掘調査出土木簡概報」¹⁰の「飽海」(池邊彌氏『和名類聚抄郡郷里驛名考證』による)、「飽臣」らしい表記(『木簡研究』⁴)が示すように本来はアクミであって、後にアツミに転じ、見かけが音訓交用表記になったものと思われる。変化した後の語形で起源を解くべきではない。

もう少し手の混んだものとして「辞典」²¹の例を挙げよう。これには、飛驒国荒城郡の最後の郷名を、大東急本の表記「遊遊郷」で掲げ、高山寺本は「遊□」で「阿曾布」と訓注するむねを記す。この郷名、高山寺本の下字は、じつは読めないのでなく明らかに「口」であるから、これは高山寺本のテクストを見ていないことにによる誤りだと思う。「遊遊」はこのままでは読めないが、元和本が「遊々」に作るので誤写の過程が判明する。すなわち、この郷名は、阿曾布あるいは阿曾保として伝えられていることから分かるように、「遊部」が本来の表記であったのが、「部」が略体の「マ」で書かれ、それがやがて「々」(元和本)あるいは「口」(高山寺本)に変わつていったのである。そして前者「遊々」の踊り字が「遊」に直されて、大東急本の表記が生まれたと推定される。

近年ぞくぞくと発見される木簡・漆紙文書・墨書き土器などにみいだされる地名表記によって、和名抄地名の誤写が訂正されるなど、

未解決の地名が解けたもの、和名抄以外に所見がなかったのに、初めて実在が確認された地名、さらに、従来と異なる地名用字が見られるものなどは、たいへんな数に上るであろう。ごく簡単に解けたものとして例えば次のものなどが挙げられようか。

下野国芳賀郡広妹郷

この字面ではしかと読めなかつたが、すでに指摘されているように、備中國賀夜郡の「庭妹／庭妹」郷と同じく、「妹」または「妓」は「せ」に当たるもので、郷名は「ひろせ」と見られていたが、「下野国府跡漆紙文書」(『木簡研究』⁹)の「広瀬郷」によってそれが確かめられた。

讃岐国香川郡中間郷

和名抄ではこの郷名に対し、高山寺本「奈加豆」、伊勢本・大東急本「奈加都万」、元和本「奈加都萬」の訓注がある。奈良時代の他の資料では、中間郷、中満里とあって、二字表記への簡略化によって生じた、語形と表記のずれと推定されていたが、平城宮出土木簡に「香川郡仲津間□」(『平城概報』¹⁹)とあることから、その推定の正しさと高山寺本の訓に誤脱のあることが明らかになつた。

大和国葛上郡上鳥郷・下鳥郷

上鳥郷・下鳥郷は、資料によつてはその表記が異なり、また同一資料でも、島とも鳥とも邊とも読める字形だ、と池邊彌氏は『考證』にいうが、長屋王家木簡と仮称される木簡に「葛木上郡賀茂里」

「葛木上郡鳴里」が見出されたことによって(『平城概報』21)、諸氏の主張する「鳴」である蓋然性が極めて大きくなつた。早く二十卷本和名抄では、楊氏漢語抄を引いて「鳴鷺」にカモの訓をつけている。

本稿は、和名抄の地名を、木簡・漆紙文書・土器などに見える古代地名と対照し、日本語学の視点から光を当ててみようとするものである。それによって疑問が解けそうなもの、また、日本語学に新しい材料を提供しそうなもの若干を取り上げ、考察を加えたものだが、もとより、わたしが見ることのできた資料は極めて少ないので、当然言及すべきものが落ちていることがあるかも知れない。

〔凡例〕

- 対象とする地名は和名抄の形を項目として立てることを原則とし、その所属する国名から掲げる。特に言及する箇所に傍線を施す。配列順に特に意味はない。
- その地名が和名抄地名のいずれに当たるか明らかでないときは、それをそのまま項目に立てる。
- 語形は片仮名あるいは平仮名で示し、読みが未定のばあいは万葉仮名で示す。また、今少し厳密を期する必要のあるときは、ローマ字によつて簡略に音韻表記することもあるが、上代特殊仮名遣いの区別は原則として示さない。
- 文献を示すばあいは巻・号までを算用数字で簡潔に示し、ページは示さない。再出のばあいは原則として稿末に示した略称による。

考 察

1 上総国山辺郡高文郷

これは古代文献にはほかに見えない郷名で、読みも確かなところは分からず、遺称地も知れなかつた。『日本地理志料』は「多加布美」と読んでいるが、新出木簡の「武昌郡高舍里」(『平城概報』21)の「高舍」はそのままタカヤと読める。すると、「高文」は、タカアヤ(takaaya)の母音連続回避によるタカヤを表記したものと見ることができる。和名抄では高文郷は山辺郡に在つて、この木簡と所属を異にするが、武射郡は隣接するので変更があつたものであろう。

2 上総国武射郡

この郡名は奈良時代の文献にも多く現われ、「武射」がほぼ安定した表記であるのは、「武」と「射」との間にある種の連想がはたらくからであろう。ほかには、古事記孝昭天皇の段、牟耶臣の本貫をこことするときに「牟耶」の表記を見る。また、『旧事本紀』に「武社國造」が見えるが、「武社」も特に異とするには当たらない。

ところが、新出の長屋王家木簡の「武昌郡高舍里」(『平城概報』21)の「武昌郡」は初出の表記であるばかりでなく、「昌」は、わたしの知るかぎりで初めて見出された万葉仮名である。したがつて、

他の用例との比較はできないが、漢音・吳音いずれによるにしても、万葉仮名としてはサに相当するものである。一方、「射・耶」は奈良時代には、濁音ザの代表的な万葉仮名なので、「武射・牟耶」をムザと読むことは最も自然である。この「武昌郡」の表記は「ムサ郡」と読むことを期待したものではなく、「武射／牟耶」と同じく「ムザ郡」を表わすものとして、好字「昌」を選んだのである²⁰。あるいはもつと積極的に、三国時代の呉の地名などの知識から選ばれたのであろうか。

これは清音仮名の濁音仮名への流用であって特に珍しくはないが、それにしても、この字母を選んだことにはその文字社会におけるかなりの慣用が前提になるはずである。「上總国武昌郡高倉里荏油／四升八合 和銅六年十月」(032形式)という木簡を作成したらしい上総国の官僚社会で、はたしてこの万葉仮名が一般化していたものであろうか。今後、この仮名を用いた木簡類がさらに現れるまで、断言は慎むほうが賢明であろう。

3 □上郡田何郷

平城京発掘の木簡に「□上郡田何郷／□□如□六斗」(『平城概報』20)と見える。奈良国立文化財研究所の积文で、おもての第一字は「犬」と推定されているように、和名抄では近江国犬上郡田可郷がある。この「田可」は音訓交用表記で、和名抄としては珍しいもの

である。『考證』によると、古代文献では、淡海之多賀(古事記)、田鹿郷田鹿村(大同元年牒・新抄格勅符抄)、多何神社(延喜式神名帳)などと書かれている。「田呵大社」という音訓交用表記が見えるのは、十二世紀半ば過ぎ、永万元年六月の『神祇官諸社年貢注文』まで下るのである。

和名抄の地名表記では、原則として音仮名と訓仮名は交ぜ用いない、というのが日本語学界の通説であり、わたしもそのたぢばで論じたことがある(拙稿)。したがって、現存の和名抄に音訓交用表記があつても、それは後の改変や誤写による形として処理するのが一般である。しかし、木簡のたぐいの簡略を旨とする通俗的な表記では、かかる表記がなされることも有りえただろう。

この概報では、近江国からの木簡を五点並べ、その真ん中にこの木簡を配しているので、いかにも近江の田可郷のように見えるが、ほかの考え方もできるかも知れない。というのは、第二字に「上」を有する郡名として、別に備後国三上郡があり、そこにも「多可郷」があるからである。この木簡はいわゆる長屋王関係のものであり、そこからの出土木簡は、近江に比べて備後のものは多くないが、葦田郡から氷高親王宮への貢進木簡が二点見えているので、これが備後国三上郡多可郷である蓋然性を残している。どのみち、通俗的な音訓交用表記ということには変わりはないが。

ただ、この『概報』の記載を基にしているはずの『木簡研究』10

号の報告には、この木簡は挙げられていない。再検討を要するといふ慎重な配慮のようで、わたしもその態度に賛成したい。

4 讀信郡

『平城概報』20号では、前項に述べた近江国の地名を記す木簡に統けて、「讀信郡七十斤」などと書かれた木簡を掲げているが、国名未詳の判断なのか、近江に統く國名という判断なのか明らかでない。『木簡研究』10号の報告にはこの木簡は掲げていない。

さて、古代の限られた数の郡名からただちに思い浮かべられるのは、信濃国の更級である。第二字については、同じ郡に「しな」を「信」の文字で表わす当信郷があるほか、隣の上野国に日本語史学上有名な「男信」^{なましな}があつて、まず動かない。問題は第一字である。漢字原音にn韻尾を有する、駿河の駿、敦賀の敦、平群の群などが、古代の地名表記では、それぞれスル・ツル・グリと読まれることについて、二つの対立する見解がある。すなわち、これを、n音と日本語のラ行子音との、調音の近似に由来すると見る多数派のたちはと、それは万葉仮名としてありえず、これらの仮名の下に本来ラ行音節相当の仮名が用いられていたのだが、地名を二字に整える際に省略されたものだと見る少数派のたちばとである。本誌前号の大飼隆氏ほか多くの人は前者のたちばをとり、後者のたちばをとる人は、わたしの知る限りでは大野透氏だけである。大野氏は、いさ

さか窮屈なくらい万葉仮名用法の原則に就こうとするので、これに反論するにも、三字以上で書かれた実例、あるいは固有名詞以外の確かな用例を見出ださないかぎり、水掛け論に終わるのであつた。

しかし、近年の木簡類の発見によって、大野氏への反論をなすべき材料が見られるようになつてきた。犬飼氏の論にも取り上げられた伊看我評（『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』9）は、和名抄の丹波国何鹿郡に当たるが、この「看」がカルという二音節を表わすとするためには、n韻尾をルに当てた、二音節の万葉仮名として用いられたことを証明しなければならない。孤例であるうちは説得力が乏しいが、これより先に、兵庫県氷上郡春日町の山垣遺跡から出土した奈良時代の木簡に「伊干我郡」の表記が見えるのである（『木簡研究』6）。大野氏がこれをも省略表記とすれば話は別だが、それなら、例えば「伊干留我郡」とでも書くべきところを、一字だけ省いて「伊干我郡」と書いたと見るのは現実的ではない。nの韻尾をもつ漢字「看」「干」が、第二音節にラ行のルをもつカルという二音節仮名として用いられるることは、やはりあつたとすべきであろう。以上のように、万葉仮名において、nの韻尾がラ行音を表わすことがあつたとすると、同じn韻尾の漢字「讚」による「讚信」も、このままでサラシナで読めることになる。ただ一つの難点は、先に挙げた実例など從来知っていた例では、n韻尾の二音節仮名はすべて狭い母音iないしはiをもつてゐたのに対して、ここでは最も

広い母音aをもつらなのである。母音の広狭が万葉仮名の用法にいかほど干渉するか、まだよく分らないので、今はここまで推論を提出して、さらなる用例の実現を待つことにしよう。

5 伯耆国

十年前に藤原宮から出土した「戊戌年六月波伯吉国川村評久豆賀里」(『木簡研究』3)という木簡の年紀は、文武天皇二年と見られる。国名が「波伯吉」と三字で書かれている。この国名表記としては、従来、和名抄の「伯耆」のほかに「伯岐・伯伎」が知られていたが、三者いずれによっても直接ハハキの訓は出てこないので、何かの省略と見られていた。一般には、河村郡の「伯伯伎神社」(延喜式神名帳)の表記が基になったとされる(例えば有坂秀世の『上代音韻攷』)。

大野透氏は、三音節の固有名表記の音仮名による表記の注意すべき例にこれを挙げ、「伯伎・伯耆」は本来三字の表記の上略か中略かであって、多分上略であろうとしていた。それから好字の選択によつて現行の表記が生まれたといつのである。この木簡の用字「波伯吉」が、現行表記の直接の原形と断定できる根拠はないが、その蓋然性はたいそう大きいとは言つていいだろう。

「祝」字のかかわる地名としては、山城国相楽郡祝園郷に対する大東急本の訓注「波布曾乃」という同類があり、これは古事記の崇神天皇条の歌謡「波布理曾能」、崇神天皇紀十年九月の「羽振苑」に見える同じ地名の変化したものと見られる。日本語史学の立場からいうと、その変化がいつ起つたかということに关心がそそられる。山城国の中には郷名表記に大きな変化はなかつたが、この播磨国のはうは、郷里制時代には祝田里(訓はハフリ太)と書かれていたが、和名抄編纂のころには既に語形変化にともなつて、郷名の表記も「蔓田」に変わつていて、と考えるほうが自然だということになる。

ただ、この二つの例「ハフ太・ハフ曾ノ」では断定は難しいが、日本語音韻史から見て、リの音節が完全に脱落していたとするよりも、まだ促音として残つてゐたが、その表記法が確立していなかつたために書かれていないのだ、と見るべきであろう。とすると、これらの郷名はハフッタ・ハフッソノに近い形で実現していたのだうと思われる。このように考へると、地名の呼び方には、文章を読む営みなどとは違つて、庶民の言語の実情が敏感に反映するはず

6 播磨国多可郡蔓田郷

平城宮跡から三年前に出土した木簡に「播磨国□□□祝田里矢」

(『平城概報』19)の記載があり、これは播磨国多可郡蔓田郷たること動くまい。高山寺本和名抄には「波布太國用這田」の訓注がある。

したがつて、和名抄編纂時に、この訓すなわち「ハフ太」が行われていたとしても、特に問題にはならない。

だから、促音は從来考えられているよりも、かなり早く行われていたと言えるかもしれない。

7 下野国芳賀郡氏家郷

下野国府跡出土漆紙文書の中に、「宇治部郷」の文字が読み取られるものがあり、ほかに広瀬郷の文字も見える(『木簡研究』9)。後者の広瀬郷は「はじめに」の節で述べたように、和名抄の芳賀郡広妹郷以外に考えられない。そうすると、この宇治部郷も、やはり和名抄の同郡氏家郷と見るのが最も自然である。氏家は、文字に従つてウヂイへと読める。では、この表記「宇治部」から予想される語形ウヂベと、「氏家」から予想されるウヂイへの関係はどうなるのであろうか。

右に氏家はウヂイへと読めると書いたが、古代日本語としては、母音連続を回避するという頗著な傾向によって、udi-iife という語構成から、-i の二母音は縮約されて一つになっているはずだから、實際には udiife の形的なわちウヂヘであったと考えられる。いわば、氏家と宇治部との音形の違いは、第三音節の「ヘ」と「ペ」の違いに帰せしめることができる。ある。

その語源はなお明らかでないものの、万葉仮名としての「部」が、ヘ甲類・ベ甲類相当の訓仮名であることから分かるように、古代日本の「部」の制度は、既に遙かな時間の霧の中にあるといって良い

だろう。そのばあい、周辺を意味する「辺」との関連が最も大きな蓋然性を持つようと思われる。よし、いかなる由来があるにしても、訓仮名として用いられたということは、仮名としてのみならず、制度のばあいも「部」としても実現できた事を意味するはずである。

古代の「部」は、やがてその「部」を捨てて、すなわち何々部とならずに呼ばれることがある。例えば、服織部、錦織部、壬生部、弓削部など。今、その概況を和名抄地名の訓注に見ると、服部は元和本では八例すべて部を読まず、高山寺本では一例だけ掲げて部を読んでいない。錦織・錦服は、元和本では六例すべて部を読まず、高山寺本では三例すべて読まない。錦織部はニシコリベの五音節からなって語形が比較的長いので、四音節で安定しようしたと解釈できるが、服織部のほうは既に四音節のハトリベなので、語形の長短だけでは説明しきれない。逆に「丈部」「杖部」は、元和本ではそれぞれ「鉢世都加倍」「波世豆加倍」と五音節の訓を載せ、高山寺本では、ハセツカヒ・波世津加部各一例でばらつきがある。壬生は、元和本では三例すべて部を読まないばかりでなく、「ニ布」と音転した形で載っている。弓削は、元和本・高山寺本とともに訓を持つものの一例だけで、部を読んでない。

すっぱりと割りきることはできないが、服織部・錦織部に見るように、語形が長いばあいは部を捨てやすい傾向がある、とは言えるだろう。それでは、壬生部や弓削部のように語形の短いものにも部

を捨てる現象があるのはなぜだろうか。ここで、古代日本語に濁音の連続を回避する傾向があつたことが思い出される。特に、語の複合のさいに後項の連濁しない傾向が顕著で、例えば朝の霧は複合によつてアサギリになるが、旅の衣は、多妣呂母（萬葉集四三五一番歌）の仮名書きに見るよう、ビゴという濁音連続が避けられる。この原則に従うかぎり、ミブベ・ユゲベという濁音の連続は、古代日本人にはできれば避けたい語形であったはずである。それを回避する一番手っ取り早い方法が、もはや実質的な意味をもたなくなつてゐる部を読まないことである。ミブ・ユゲはこのようにして成立したと解釈できる。

いま一つの方法としては、部のもう一つの訓、清音の形「べ」に拠ることがある。その実例をこれと挙げることは容易でないが、例えは尾張国春日井郡が、十四世紀には春日井として現れることを指摘してよからう。これはカスガベという濁音連続を避けて、カスガへと呼ぶことがあつたからこそありえた語形ではなかろうか。今一つ鎌倉時代以降の文献に見える武藏国春日井郡がある。これは、元亀二年四月の書状に「糟ケ辺」と書かれているよしである。これではどう読んだか断定できないが、後世にまで引き継がれた形、すなわち現代の「糟壁」と同じカスカベであったのではないかと思う。これもやはり、カスガベという濁音連続を嫌つた結果であるが、尾張国のはあいとは異なつて、第三音節を清音に変える方法で解消し

たと見るのである。

つまり、私見では、問題の宇治部—氏家の表記の違い、すなわちウヂベ—ウヂへの音形の違いは、ヂベという濁音連続を解消しようとして、第三音節の濁音「べ」を清音の「べ」に変えた結果生まれた形ではないかと推定されるのである。さらに言えば、多くの宇治部という地名の中には、この表記のままウヂへと呼ばれたものもあつたのではないだろうか。

8 加賀国江沼郡

天平年間以降の文献にはよく見える郡名であるが、加賀国は弘仁四年に成立したので、それ以前は江沼郡は当然越前国の所屬である。「江沼」は他の例によつても、また日本書紀欽明天皇三十一年四月の条「越人江渟臣裸代」によつても、もとエヌと読まれたこと明らかである。しかるに、石川県小松市那谷金比羅山塚跡群から出土した須恵器の一つに、「与野評」というへら書きの銘文が発見されている。評木簡出土といふことが貴重視されているが、中日新聞掲載(1984.8.10朝刊)の写真によつてもはつきりと判読できる、俗用と思われる音訓文用のヨノと読むべき表記もまた貴重である。つまり、この郡名には、ヨノからエヌへの変化ないし交替があつたらしいのである。

まず、エーモの関係であるが、古代日本語において、エ列音とオ

列音とが交替する例はいくつか挙げることができる。背（セーソムク）、木（マケバシラーコダチ）、ウツセミ—ウツソミ、豊島（テシマートシマ）。奈良時代に豊^との実例は見えないが、これから派生した豊^とがある）、そして吉野（エシノ—ヨシノ）がある。いわゆる上代特殊仮名遣いの別で言うと、知られる限り乙類の仮名で書かれているが、このへら書きの「与」もヨ乙類の仮名である。中央ではすでに衰退に向かっていたこの母音交替が、越の国ではなお活力を残していたと解釈すべきなのかもしれない。

これに関連して、萬葉集の短歌が思い起こされる。

藤原朝臣廣嗣、桜花を娘子に贈る歌一首（一九五六）

この花の一与能内爾ももくさの言ぞ籠れるおほろかにすな

娘子が和ふる歌一首（一九五七）

この花の一与能裏波ももくさの言持ちかねて折らえけらずや

この二首の贈答歌の第二句に見える「一与」は他に類を見ない、いわば萬葉集の孤語で、さまざまの解釈が試みられているが、既知の

語に当てはめる立場では、「枝」の古形「え(ye)」に、母音交替形の「よ」を想定する解釈がある。この土器の文字は、この解釈を支えるなにがしかの材料になるかもしれない。

もう一つ、ノーメの方は、古代から現代まで続いて見られる母音交替現象で特に珍しいものではない。中でも、上代特殊仮名遣いのオ列甲類音とウ列音とは交替しやすい音であつたらしく、軽（カロ

ーカル）、梅（トガーツガ）、弱竹（ナヨタケ—ナユタケ）など例は多い。そして、野はノ甲類の仮名で書かれるものであった。後代にも、懷（フトコロ—フツコロ）、七日（ナノカーナヌカ）などがある。したがって、このノーメの交替は音韻の問題としてはありえたと言えよう。問題はエヌとヨノに交替が起ったとき、これを一つの郡・郷として同定したかどうかである。

この表記が確かなものであるなら、郡郷名をかたちづくるエとヌ、ヨとノとが、必ずしも一度に交替ないしは変化したと解釈しなくてもいいのではないか。その一部だけが交替した形も存したと考えるのである。いずれにしても、このような交替・変化が生じたといふことは、この地の人々に、安定した表記のエヌにおいてさえ、エは江、ヌは沼という言語意識が、必ずしも無かつたということなのだろう。

9 越前国丹生郡從省郷

これは大東急本の挙げる郷名で、「之土無」と訓注するが、高山寺本はこれを掲げない。大東急本では同一の郷名が前接する敦賀郡にもある。高山寺本はこちらを「從者」に作って「之度无倍下同」と訓注する。この訓注の後半は、次の丹生郡の同一郷を指したものだろうから、高山寺本が丹生郡に掲出していないのは、『考證』の言うように誤脱であろう。大東急本の表記が誤写であることは、な

んびとの目にも明らかであったが、新出の長屋王家木簡の「丹生郡從者里」（『平城概報』21）によつてもそれが裏付けられたので、高山寺本の表記の正しさが判明した。

さて、その郷名であるが、『考證』が同郡の郷名の末尾に掲げる「質霸郷」（天平神護二年十月二十一日の越前国司解）、「質霸村峰神社」（延喜式神名帳）の「質霸」に同じものであろう。この前者については、すでに『志料』が指摘するところである。すなわち、備後国御調郡佳質（加志止）郷、伊勢国朝明郡訓霸（久流倍／久留倍）郷から、「質霸」には「しと倍」の訓が導かれる。万葉仮名の「霸」はあまり一般的でなく、また、わりに使用頻度の低いへ甲類の音節に当たる字母である。奈良時代では、正倉院文書に右のほかに二例、日本書紀第一番歌謡に三例、萬葉集卷第五に二例、続日本紀第三詔に二例、仏足石歌に三例の使用を見るだけである。正倉院文書と続日本紀宣命の用例について、大野透氏『萬葉仮名の研究』は、好字としての用字であろうとする。

「質霸＝從者」は動かないとして、この訓注の万葉仮名「倍」はいかに読むべきであろうか。これを「べ」と読むのが従来の大勢である。1の「高舍」で述べたことと矛盾するようだが、二音節仮名「質」の正統的な用法からすると、下字の「霸」を濁音仮名に流用したとするのは不自然に思われるばかりでなく、語義との関わりが難しくなる。

日本書紀皇極天皇三年十一月の「儕從者」に岩崎文庫本は「シトヘ」の訓をつけ、同じく元年七月の「豎者」には「シトムヘ」の訓がある。これを、「後取部」がシリトリベ→シトリベ→シトンペ→シトベと音転しててきたと解するのが一般だが、果たして後取部なる部が実際にあつたのであろうか。わたしは甚だ疑わしいと思っている。なぜならば、右の変遷過程における中間の形とまったく同じ「倭文部」が、日本書紀垂仁天皇三十九年、十箇品部の第二に挙げられて、実在したことが確かであるのに對して、「後取部」の確かに例をわたしたちは見ることができないからである。

また、本来シリトリベであつたとすると、天平神護年間、この一つの語に既にリの促音化と撥音化という二つの音変化が起っていたとするのも早すぎはしないだろうか。このように、わたしは「從者＝シトベ」説に就かない。岩崎文庫本日本書紀の訓が付けられた時期に、「儕從者・豎者」がシトベ・シトンベと読まれ、和名抄の郷名「從者」が同じように読まれていたとしても、和名抄編纂時の郷名の語形と、成立時の郷名の語形とを同一視してはならない。その語構成は未詳ながら、「從者」は「質霸」と同じく、まず「しとヘ」として成立したと考えるのが言語の学の立場である。歴史学ではどう考えているのだろうか。

おわりに

本稿で検討したものは「くわづかに過ぎないが、勿論、ことはこれまで尽きたわけではない。日本語学のたちばからすると魅力ある課題はなお多い。

例えば、陸奥国陽日駅。高山寺本和名抄の道路具第百四十三、東

山駅の陸奥の条に、葦屋、安達などと一緒に「陽日」があり(『考證』)が高山寺本も「湯日」に作るよう書いているのは誤り)、延喜兵部式でも陸奥国駅馬の項に同じ順序で載っているが、この駅に相当する的是「湯日」である。ほかに日本紀略にも見える。辺境の地名ゆえ、都の識者にも正確な書写を期待することは極めて難しいし、延喜式・日本紀略の誤写の蓋然性も見込んでおく必要がある。この遺称地を今の安達町油井に擬するのが一般である。すなわち、和名抄の表記を誤りとする立場である。

ところが先年、多賀城政庁跡から、「丈部大麻呂」の名と、割注でその年齢と体の特徴、本貫「陽日郷川合里」と書いた八世紀前半のものと思われる木簡が出土した(毎日新聞1983.12.11朝刊)。新聞報道は、郷里名を書いた木簡が平城京以外の地で出土たのは初めてであり、東北でも郷里制がとられていたことが判明したという、多賀城跡調査研究所の見解らしい説明を加えているだけである。一方、

『木簡研究』6号の佐藤和彦氏の報告では、同じ积文を掲げ、この木簡は歴名作成用に使われたものらしいと述べはするが、郷名については言及していない。そこに掲載された写真から「川合里」は読み取れるが、残念ながらその上の墨は判読できない。これなどは、木簡の発見によってかえって問題が生じた例であり、木簡だからといって全面的に信用できるものなのかどうかを考える材料にもなるだろう。

先に述べた、和名抄には無いはずの音訓交用表記らしき地名が、木簡類によつても解消しないことがかなりある。越前国坂井郡の荒泊郷が、やはり「荒泊□」とある(『平城概報』3)などがそれである。また、但馬国養父郡の遠佐郷が老左郷と書かれ(『平城宮木簡』2)、丹後国加佐郡の志葉郷が白葉里とある(『藤原宮木簡』1)などは、複雑すぎてなんとも説明できないものである。隱岐国知夫郡の佐作郷が、長屋王木簡などに、佐々・佐佐・佐伎・佐岐・佐吉・作佐と多様に書かれている省略表記の問題もある。

そのほか、読みの確定できないもの、文字の確定できないものなど、残された問題は多い。それらは、さらに新しい資料が現われて、解決の糸口を提供してくれる期待して、この稿を閉じることにしよう。

文献（矢印の下は本稿における略称）

村岡良弼『日本地理志料』→『志料』
池邊彌『和名類聚抄郡郷里驛名考證』→『考證』

大野透『萬葉仮名の研究』→大野氏

犬飼隆「有韻尾字による固有名詞の表記」（『木簡研究』11）

工藤力男「言語資料としての和名抄地名——音訓交用表記の検討——」

『岐阜大学教育学部研究報告・人文科学』27)

「角川日本地名大系」→「辞典」

「日本歴史地名大系」→「大系」

『藤原宮木簡』

『平城宮木簡』

『長岡京木簡』

『平城宮発掘調査出土木簡概報』→『平城概報』

『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』

『木簡研究』

萬葉集（歌番号は『國歌大觀』による）

追記

「はじめに」の節で、わたしは、「日本歴史地名大系」²⁷ の山城国宇治郡の記述に対し否定的な見解を述べた。これについて、編集委員会から打診があった。すなわち、「ウジとウチの混同について、国史学の方では」「岸俊男氏の説以来、通説となっている観があ」るので、「混同が誤りである点につき、いま少し詳しく」述べてみないかというのである。

岸俊男氏の説とは、「たまきはる内の朝臣——建内宿禰伝承成立

試論——」に見えるものである。氏の論文集『日本古代政治史研究』でそれを見ると、この地名に関しては、その第七節で簡単に触れているにすぎない。その要点は次の箇所にある。

統紀和銅七年十一月戊子条によると大倭国有智郡の人に氏直果安なる者がみえる。そして「氏」というウジ名は他の用例から

すると、また「宇治」とも書いたらしくから、内一宇智—氏—

宇治の関係のあったことが知られる。

これだけである。「有智郡」に「氏」なる人物が住んでいたから、ウチとウヂとは同じ地名だというのだ。強引というほかない。

さらに氏は、ウチ・ウヂ同一説を補強すべく、これと山城国綏喜郡内郷・山城国宇治郡を、その所在が、いずれも大和から紀伊、山城から摂津および近江への出口に当たっているので、政治的中心の大和・山城を内とし、摂津・近江・紀伊を外とする意識のうえにおいて、「外」に対する「内」の意識が強く表出されたのが、ウチなる地名ではないか、とするのである。そのような地点に着眼しての命名なら、むしろサカとあるべきではいか、と言語の学徒としては考えたくなる。

これが、日本古代史学の権威者の論として通説化したのだろうが、わたしには、いかにも理解しがたい。大和・山城を政治の中心とする観念があつた時期として、岸氏は一つのことを考えているのだろうか。大化改新詔の畿内の規定は広すぎるとしても、それに比べる

と、西側があまりにも狭いという感じが否めない。この三つの地は古代文献に多く現われるが、宇治郡をウチと読むべき確かな例も、有智郡・内郷をウヂと読むべき確かな例も、ついに一つも見いだすことができないのである。

また、山城国久世郡・伊勢国度会郡・攝津国八部郡・備前国上道郡・因幡国巨濃郡の宇治郷や、遠江国山名郡宇知郷・遠江国浜名郡有智郷・美濃国武藝郡有知郷・丹後国加佐郡有道郷など、各地のウチ・ウヂ地名を、岸氏はいかに説明するつもりだったのだろうか。

(1990.7.10)